

第 4 章 關係地域

第4章 関係地域

4.1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第二に基づき、「対象事業が実施される区域の周囲 3km 以内の地域」を基準として設定するものとした。

4.2 環境に影響を及ぼす地域

前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおり、以下の 6 市町の一部が含まれる。

- ・ 埼玉県 東松山市
- ・ 埼玉県 鴻巣市
- ・ 埼玉県 桶川市
- ・ 埼玉県 北本市
- ・ 埼玉県 比企郡 川島町
- ・ 埼玉県 比企郡 吉見町

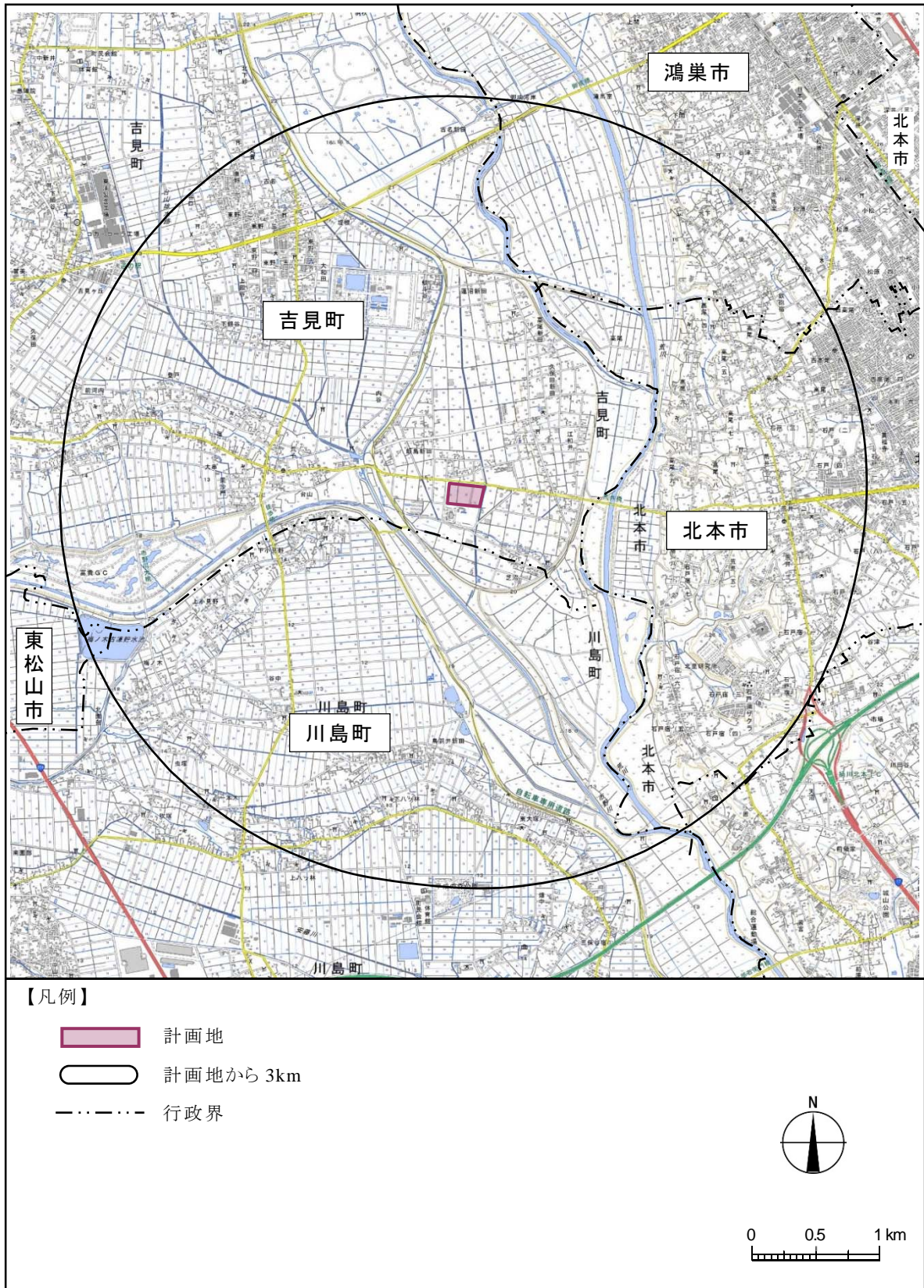


図 4.2-1 関係地域